告 示

埼玉県代表監査委員告示埼 玉 県 監 査 委 員 告 示 第一号

に定める。 埼玉県監査委員の公文書の 開示等に関する規程 \mathcal{O} 一部を改正する告示を次 0 よう

平成三十一 年三月二十九 日

埼玉県監査委員

埼玉県監査委員 佐 勝 一 一 正

埼玉県監査委員 土 屋 惠

埼 玉県監査委員 中屋敷 慎

埼玉

県代表監査委員

Щ

紀

埼玉県監査委員の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県監

查委員

埼玉県監査委員 \mathcal{O} 公文書の 開示等に 関する規程 (平成十三年

玉県代表監査委員

示第一号)の 一部を次 のように改正する。

第 一条中 「県民生活部県政情報センター所長」 を「総務部文書課長」 に、

第三十一条」を 「条例第三十五条」に改める。

第二条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部 文書課」 に改め る。

則

 \mathcal{O} 告示 は、 平成三十一年四 月 日 カコ 5 施行する。